

岐阜県公報

第千八百九十九号
平成十九年十一月二十七日

(火曜日)

目次

告 示

救急医療施設の辞退

(医療整備課) 八一五

保安林に指定する予定である旨の通知

(治山課) 八一五

土地収用法に基づく事業の認定

(用地課) 八一八

道路の区域変更

(道路維持課) 八一八

住居表示のための町(字)の名称及び区域の変更

(岐阜振興局) 八一八

白川町の区域内の字の区域変更

(中濃振興局) 八一八

郡上市の区域内の字の区域変更

(中濃振興局中濃事務所) 八一八

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

(環境生活政策課) 八一三

土地改良事業計画の変更同意

(農地計画課) 八一四

公共測量の実施

(用地課) 八一四

公共測量の終了

(同) 八一五

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

(都市政策課) 八一五

土地改良区役員の退任及び就任

(西濃農林事務所) 八一六

告 示

岐阜県告示第六百八十三号

次の医療機関から救急医療施設を辞退する旨の通知を受けたので、救急医療施設取扱要綱(昭和五十年岐阜県告示第七百六十七号)第四の規定により告示する。

平成十九年十一月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

医療機関名 所 在 地 辞退年月日
瑞浪病院 瑞浪市寺河戸町二九〇の二 平成一九・一一・一

岐阜県告示第六百八十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年十一月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
大垣市上石津町下山字東山三五六八の八、三五六八の二三から三五六八の一六まで
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び大垣市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年十一月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所
恵那市上矢作町字ハバラギ二七三六の二の一、二七三七の二の一から二七三七の二の四まで、二七三七の二の六、二七四六の五、二七四六の六、二七四六の六三、二七四六の六六、二七四六の七七から二七四六の八〇まで、二七四六の一一九、二七四六の一二〇、二七四六の一五八、二七四六の一六〇、二七四六の一六一

二 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法
1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年十一月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所
恵那市上矢作町字上足沢八二九の一六、八二九の一七、字下足沢九二四の三〇

二 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法
1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年十一月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

飛驒市古川町黒内字稗田ヶ洞二二九三の一、二二九四、二二九五の一、二二九六の一、二二九七の一、二二九八の一、二二九九の一、三〇〇〇の一、三〇〇七の一、三〇七の三、三〇七の六、三〇八、三一一一、三一一二の一、三一一三の二、三一一三の二、三一一四の一、三一一四の二、三一一六の一、三一一七の一、三一一八、三一一五の三、三二六〇、三二六三、三二七三、三二七四の一、三三八〇、三三八一の二から三三八一の六まで、三三八二、三三八三、字横溝野一三八四、一三八九、一三九〇、一三九七、一三九八、一三九九の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛驒市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年十一月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

飛驒市河合町舟原字がんど畑四三九、字宮ノ向ヒ五二三の八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛驒市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年十一月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

加茂郡七宗町川並字東ヶ洞二二六四の二、字平小鳥屋二二〇七、二二〇八の一、二二〇八の五、二二〇八の七、二二〇八の八、二二〇九、二二一〇、字平上中畑二二二四、二二二五、二二二六の一、二二二七、二二二三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び七宗町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六百九十号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)(第二十条の規定により事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十九年十一月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 起業者の名称

本巢市

二 事業の種類

(仮称)本巢市南部ふれあい会館整備事業(以下「本件事業」という。)

三 起業地

1 収用の部分

岐阜県本巢市小柿字清須地内

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

本件事業は、法第三号第二十二号に該当するため、法第二十条第一号に規定する要件を充足するものと判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である本巢市は、既に財源措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有していることから、法第二十条第二号に規定する要件を充足するものと判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

本件事業は、岐阜県本巢市真正南東部地域(以下「本地域」という。)内に公民

館を新設し、本地域内における社会福祉活動、生涯学習活動及び地域コミュニティ醸成活動の推進並びに地域防災活動の拠点施設としての活用を図ることを目的としたものである。

本巢市においては、第一次総合計画に基づき、市民の生涯学習を推進するために各地区に公民館の整備を進めているが、本地域においては、地域全体として会合できる施設がなく、社会教育事業等に支障を来している状況にある。このため、本地域住民から公民館の整備について強い要望があり、社会福祉及び社会教育の充実に図る見地から、新たに公民館を整備する必要性に迫られており、また、地震等の大規模災害に備え、地域防災体制の充実に図る見地から、防災施設としての機能も併せ持つ施設が必要とされている。

本件事業によって公民館が建設されることにより、本地域における社会福祉活動、生涯学習活動及び地域コミュニティ醸成活動が推進されるとともに、避難場所の確保及び防災器具の備蓄等、地域防災体制の充実に期待されることから、本件事業の計画の妥当性と事業の効果とを考慮すると、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいと考えられる。他方、本件事業の起業地(以下「本件起業地」という。)は、現況が田であるが、その開発規模等から本件事業により環境に及ぼす影響は少なく、失われる利益は小さいと考えられる。

また、本件起業地は、社会的条件、地理的条件及び経済的条件をもとにして選定した三案を比較検討した結果、これらの条件を満たすものとして選定されたものである。

さらに、本件事業は施設整備の目的を遂行するために必要な最低限の本館施設、駐車場等を計画的に整備するものであり、本件起業地は、必要最小限の範囲と認められる。

以上のことから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第二十条第三号に規定する要件を充足するものと判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

本件事業により、本地域住民の社会福祉活動、生涯学習活動及び地域コミュニティ醸成活動の場が整備されるとともに、大規模災害に備えた地域防災体制の充実に図られることが期待され、本地域住民からは施設整備の要望が出されていることから、早急に施行されるべき事業と認められ、土地を収用する公益上の必要があるものと認められるため、法第二十条第四号に規定する要件を充足するものと判断され

5 結論

1 から4までに述べたとおり、本件事業は、法第二十各号に掲げる要件を充足するものと判断される。よって、本件事業については、同条の規定による事業の認定をするものである。

五 法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所
本県市教育委員会社会教育課

岐阜県告示第六百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年十一月二十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十一月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名		区 間		区域変更別前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
可児県道	金山線		加茂郡七宗町神淵字段前一〇四八三番一地从先から同郡同町同字諏訪で前一〇七〇六番一地从先まで		前	二〇・五 一九・八	一〇三・五	
	後				後	二二・三 二二・五	一〇三・五	

岐阜県告示第六百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年十一月二十七日から二週間岐阜県土木整備部道路

維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十一月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名		区 間		区域変更別前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
美濃川	濃川		加茂郡川辺町中川辺字大谷一七三一番一地从先から同郡同町同字八坂一七二八番三三地从先まで		前	五・一 三・七	二二・五	
	後				後	五・七 三・三	二二・五	

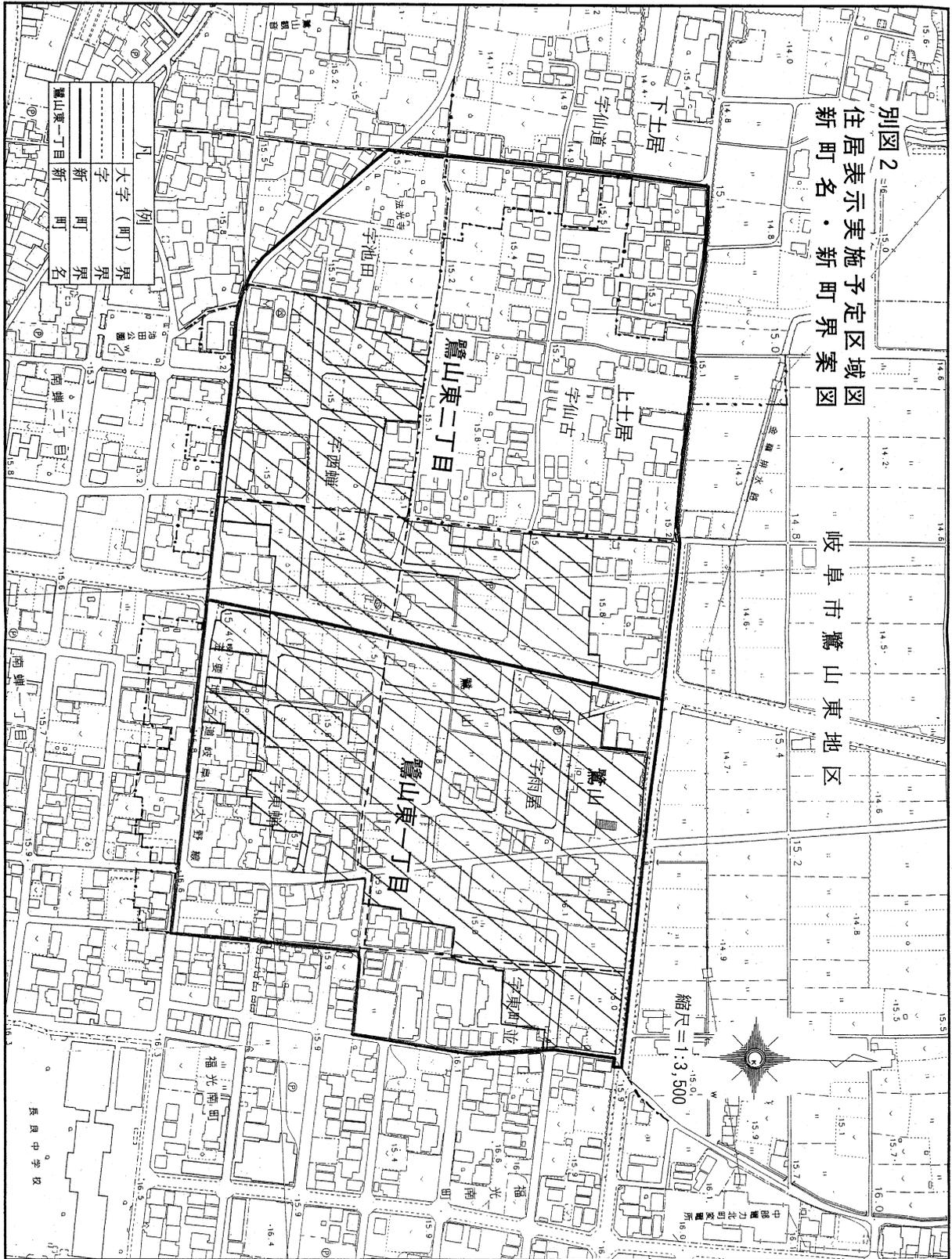
岐阜県告示第六百九十三号

住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第九十九号）に基づく住居表示のため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により岐阜市の別図一に示す区域の町（字）の名称及び区域を別図二のとおり変更した旨岐阜市長から届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この町（字）の名称及び区域の変更は、平成十九年十二月十日から効力を生ずるものとする。ただし、土地区画整理施行地区（図面の斜線部分）については、住居を表示する場合を除き、岐阜市鷺山第二土地区画整理事業に係る換地処分公告のあった日の翌日から効力が生ずるものとする。

平成十九年十一月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇



岐阜市役所

岐阜県告示第六百九十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、白川町の区域内の字の区域を変更した旨白川町長から届出があったので、同条第二項の規定により告示する。これにより新たに画する字の区域は次のとおりであつて、地番等は掲示場に掲示する。

新たに画する字	新たに画する字の区域に含まれる従前の字
和泉字泉街道	和泉字峠の一部

この処分は、県営中山間地域農村活性化総合整備事業（加茂北部地区）に係る換地処分の公告のあつた日の翌日から効力を生ずる。

平成十九年十一月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 掲示場

可茂総合庁舎及び白川町役場

二 掲示物

字界変更調書 その他必要な書類

三 掲示期間

平成十九年十一月二十七日から

同 年十二月十八日まで

岐阜県告示第六百九十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、郡上市の区域内の字の区域を変更した旨郡上市長から届出があったので、同条第二項の規定により告示する。これにより新たに画する字の区域は次のとおりであつて、地番等は掲示場に掲示する。

新たに画する字	新たに画する字の区域に含まれる従前の字
---------	---------------------

高鷲町大鷲字前田

高鷲町大鷲字中島

高鷲町大鷲字岩高

この処分は、市営土地改良事業向鷲見地区に係る換地処分の公告のあつた日の翌日から効力を生ずる。

平成十九年十一月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 掲示場

中濃総合庁舎及び郡上市役所

二 掲示物

字界変更調書 その他必要な書類

三 掲示期間

平成十九年十一月二十七日から

同 年十二月十八日まで

岐阜県告示第六百九十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、郡上市の区域内の字の区域を変更した旨郡上市長から届出があったので、同条第二項の規定により告示する。これにより新たに画する字の区域は次のとおりであつて、地番等は掲示場に掲示する。

新たに画する字	新たに画する字の区域に含まれる従前の字
高鷲町大鷲字川原	高鷲町大鷲字下畑の一部
高鷲町大鷲字下畑	高鷲町大鷲字川原の一部

この処分は、共同施行土地改良事業正ヶ洞地区に係る換地処分公告のあった日の翌日から効力を生ずる。

平成十九年十一月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 掲示場

中濃総合庁舎及び郡上市役所

二 掲示物

字界変更調書 その他必要な書類

三 掲示期間

平成十九年十一月二十七日から

同 年十二月十八日まで

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成十九年十一月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 申請のあった年月日 平成十九年十月二十四日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人をつなぐ女たちの会

三 代表者の氏名 片桐 妙子

四 主たる事務所の所在地 岐阜県関市前山町二〇番二号

五 定款に記載された目的 この法人は、DV当事者女性に対して、支援に関する

事業を行い、女性や子どもなど弱い立場にある者への差別や暴力のない社会の構築に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成十九年十一月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 申請のあった年月日 平成十九年十月二十五日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人アーシスト

三 代表者の氏名 廣木 勝司

四 主たる事務所の所在地 岐阜県安八郡神戸町川西九五番地一

五 定款に記載された目的 この法人は、社会的弱者及び地域の方々に対して自立

等の支援、社会参加への推進すると共に、住民、行政弱者が一体となって「まちづくり」に関する事業を行うことで、地域の活性化及び社会平和の発展に寄与する事を目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成十九年十一月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 申請のあった年月日 平成十九年十月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人可児市国際交流協会

三 代表者の氏名 日比野 義彦

四 主たる事務所の所在地 岐阜県可児市下恵土一一九八番地の一

五 定款に記載された目的 この法人は、地域社会に対して、地域に生活する人々が共に協力しあい、共に交流し、学びあい、協働活動等

を行うことに関する事業を行い、国籍や民族文化・社会環境の異なる人々が、等しく平和に共生できる多文化共生社会を築く事に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成十九年十一月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 申請のあった年月日 平成十九年十月三十日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人山県市災害ボランティア・サポートセンター

三 代表者の氏名 丹羽 英之

四 主たる事務所の所在地 岐阜県山県市岩佐一七七番地一

五 定款に記載された目的 この法人は、市内外での災害に対して、組織・資材等を完備し災害ボランティア活動及び災害ボランティアコー

ディネット活動に関する事業を行い、防災及び災害復興支援に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成十九年十一月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 申請のあった年月日 平成十九年十月三十一日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ふれあい

三 代表者の氏名 兒玉 眞之

四 主たる事務所の所在地 岐阜県安八郡輪之内町四郷二二一番地の一
五 定款に記載された目的 この法人は、障害者・高齢者とその家族に対して、介護及び自立支援に関する事業を行い、地域福祉の増進と社会全体の利益に寄与することを目的とする。

土地改良事業計画の変更同意

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において読み替えて準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の土地改良事業の計画の変更に同意したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定により公示する。

平成十九年十一月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

施行者名	施行に係る地区名	同意年月日
関市	高見・阿部地区	平成一九・一一・一五

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により測量計画機関の長岐阜県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年十一月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

岐阜県

二 作業種類

三 公共測量（岐阜県共有空間データ作成）
作業期間

平成十九年十一月十二日から
平成二十年八月三十日まで

四 作業地域

岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、
恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、
郡上市、下呂市、海津市、羽島郡笠松町、養老郡養老町、不破郡垂井町及び関ヶ原町、
安八郡神戸町及び安八町、揖斐郡揖斐川町、大野町及び池田町、本巣郡北方町、加茂
郡富加町、七宗町、八百津町及び白川町、可児郡御嵩町並びに大野郡白川村

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
第二項の規定により北方町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、
同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年十一月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

北方町

二 作業種類

公共測量（都市計画基本図修正）

三 作業期間

平成十九年六月十五日から
同 年十月三十一日まで

四 作業地域

北方町全域

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土

調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成十九年十一月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

岐阜市

二 調査を行った地域

岐阜県岐阜市岩倉町、学園町、島栄町、早田町、早田大通、早田栄町、早田本町、
津島町、日光町、光町、美島町、山吹町、則武字新屋敷、則武字清水・早田字北堤外
の一部（早田第一調査区）

三 調査を行った期間

平成十六年度及び平成十七年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県岐阜市（岩倉町、学園町、島栄町、早田町、早田大通、早田栄町、早田本町、
津島町、日光町、光町、美島町、山吹町、則武字新屋敷、則武字清水・早田字北堤外
の一部）の地籍図

岐阜県岐阜市（岩倉町、学園町、島栄町、早田町、早田大通、早田栄町、早田本町、
津島町、日光町、光町、美島町、山吹町、則武字新屋敷、則武字清水・早田字北堤外
の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成十九年十一月二十七日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土
調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成十九年十一月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

高山市

二 調査を行った地域

岐阜県高山市清見町三日町の一部(三日町、三日町)

三 調査を行った期間

平成十五年度から平成十八年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県高山市(清見町三日町の一部)の地籍図

岐阜県高山市(清見町三日町の一部)の地籍簿

五 認証年月日

平成十九年十一月二十七日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成十九年十一月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

高山市

二 調査を行った地域

岐阜県高山市上宝町蔵柱の一部(蔵柱上)

三 調査を行った期間

平成十六年度から平成十八年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県高山市(上宝町蔵柱の一部)の地籍図

岐阜県高山市(上宝町蔵柱の一部)の地籍簿

五 認証年月日

平成十九年十一月二十七日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土

調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成十九年十一月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

東白川村

二 調査を行った地域

岐阜県加茂郡東白川村大字神土の一部(神土区域)

三 調査を行った期間

平成十六年度から平成十九年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県加茂郡東白川村(大字神土の一部)の地籍図

岐阜県加茂郡東白川村(大字神土の一部)の地籍簿

五 認証年月日

平成十九年十一月二十七日

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成十九年十一月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区	退任年月日	役名	氏名	住居	所
不破郡北	平成	理事	森川 壽 視	不破郡垂井町平尾	一〇五番地
良区	一九・三・三	同	市川 正 孝	同	七五八番地の三
同	同	同	大脇 輝 彦	同	七〇二番地の二

平成十九年十一月二十七日印刷
平成十九年十一月二十七日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 飯尾文芸社
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三一
定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))